

## 合併・分社等による組織変更の手続き

プライバシーマーク制度における付与事業者の合併・分社化に関する手続きについて、「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」第15条第3号に基づき、以下のとおり定める。

なお、この手続きは平成22年7月8日より適用する。

### 1. 合併・分社等による組織変更の取扱い

合併・分社化の類型ごとに、プライバシーマーク認定に関する地位の継承、当該事象が発生したときの届出時期と届出内容、届出に伴う指定機関（含む、協会）の措置及び費用について、原則として以下の通り定める。

なお、届出先は、認定を受けた指定機関及び申請した指定機関とする。

類型:1	付与事業者が新規に事業を立ち上げ業務内容を拡大した場合
認定の地位	継続
届出内容	不要
届出時期	—
届出に伴う措置	—(更新時に確認)
費用	—

類型:2	付与事業者が他の付与事業者から事業譲渡を受けた場合
認定の地位	継続
届出内容	不要
届出時期	—
届出に伴う措置	—(更新時に確認)
費用	—

類型:3	付与事業者が非付与事業者から事業譲渡を受けた場合
認定の地位	継続
届出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●譲渡を受けた業務内容と個人情報の件数</li> <li>●PMS</li> <li>●PMS変更内容一覧</li> <li>●体制</li> <li>●教育実施記録(事業譲渡により受け入れた対象者の教育実施記録)</li> <li>●監査実施記録(譲渡を受け入れた業務等の監査実施記録)</li> </ul>
届出時期	譲渡後1ヵ月以内(但し、合理的理由があれば3ヶ月まで延長可)
届出に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出書類の内容確認</li> <li>●形式審査(譲渡を受けた事業が個人情報保護の観点から妥当か)</li> <li>●教育実績確認(事業譲渡により受け入れた対象者全員を教育しているか)</li> <li>●監査実績確認(譲渡を受け入れた業務等の監査を実施しているか)</li> <li>●現地審査(譲渡の規模、内容等によっては実施する場合がある)</li> </ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組織変更申請料(5万円)</li> <li>●現地審査費用(譲渡の規模、内容等によって決定)</li> </ul>

類型:4	付与事業者が他の付与事業者(複数の場合を含む)と合併し存続会社となる場合
認定の地位	継続
届出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的証明書(履歴事項全部証明書等)</li> <li>●PMS</li> <li>●PMS変更内容一覧</li> <li>●体制</li> </ul>

届出時期	●合併後1ヵ月以内(但し、合理的理由があれば3ヶ月まで延長可)
届出に伴う措置	●届出書類の内容確認 ●文書審査(合併に伴う変更がPMSに反映されているか)
費用	●組織変更申請料(5万円)
その他	●許諾番号(認定番号)は存続会社のものを継続 ●合併された事業者はプライバシーマーク使用許諾証その関連書類を返却

<b>類型:5</b>	<b>付与事業者が非付与事業者(複数の場合を含む)を吸収合併し存続会社となる場合</b>
認定の地位	継続
届出内容	●公的証明書(履歴事項全部証明書等) ●新たな業務内容と個人情報の件数 ●PMS ●PMS変更内容一覧 ●体制 ●教育実施記録(吸収合併により受け入れた対象者の教育実施記録) ●監査実施記録(吸収合併した業務等の監査実施記録)
届出時期	●合併後1ヵ月以内(但し、合理的理由があれば3ヶ月まで延長可)
届出に伴う措置	●届出書類の内容確認 ●形式審査(吸収合併した事業が個人情報保護の観点からの妥当性) ●教育実績確認(吸収合併により受け入れた対象者全員を教育しているか) ●監査実績確認(吸収合併した業務等の監査を実施しているか) ●文書審査(合併に伴う変更がPMSに反映されているか) ●現地調査(吸収した事業部分の確認)
費用	●組織変更申請料(5万円) ●更新審査料相当額(吸収した事業部分の規模に応じて決定)

<b>類型:6</b>	<b>付与事業者が会社分割後も存続会社として事業の一部を承継する場合</b>
認定の地位	継続
届出内容	●分割した事実(分割に伴って存続会社が社名変更を行った場合は申請事項の変更になることから <a href="#">申請事項変更報告書</a> によって届け出ること)
届出時期	●分割することが公開された日から分割後10日以内
届出に伴う措置	●特になし(更新時に確認)
費用	無料
その他	●分割されたもう一方の事業者は、類型:7の対象となる。 ●分割されたもう一方の事業者が分割前の付与事業者の社名だけを引き継ぐなどの場合があるので、あらかじめ届出が必要になる。

<b>類型:7</b>	<b>付与事業者が会社分割によって新会社として分割前の事業の一部を承継する場合</b>
認定の地位	分社して新会社となった時点で失う(新会社が認定を継続することはできない)
届出内容	●会社分割によって新会社になる事実・時期
届出時期	●分割することが公開された日から分割後10日以内
届出に伴う措置	●特になし
費用	—
その他	●類型:6の場合の分割によって分社した事業者が対象となる。 ●新規に申請を受けた場合は、新規申請に準ずる(申請があれば、簡易化手続きが可能 2.を参照)

<b>類型:8</b>	<b>付与事業者が非付与事業者に吸収合併され消滅会社となる場合</b>
認定の地位	解除
届出内容	●消滅会社になる事実・時期

	●許諾証その関連書類を返却
届出時期	●合併 10 日前から合併後 10 日以内
届出に伴う措置	●認定を解除した旨の公表
費用	—
その他	類型:8において、非付与事業者が実質的に事業を行っていない場合(例えば、実質的に事業を行っていない持株会社)は、審査を行った上で対象となった付与事業者の認定の地位を非付与事業者に移行し継続させることがある(この場合、審査内容に応じて、別途、費用が生じることがある)。

<b>類型:9</b>	<b>付与事業者が非付与事業者に事業譲渡した場合</b>
認定の地位	付与事業者が継続
届出内容	不要
届出時期	—
届出に伴う措置	—(更新時に確認)
費用	—
その他	類型:9において、非付与事業者が実質的に事業を行っていない場合(例えば、事業譲渡の受け皿のために形式的に設立された事業者)でかつ付与事業者のすべての事業を譲渡された場合は、審査を行った上で対象となった付与事業者の認定の地位を非付与事業者に移行し継続させることがある(この場合、審査内容に応じて、別途、費用が生じることがある)。

## 2. 会社分割によって新たに設立された法人(類型:7の場合)への新規認定簡易化手続き

類型:7の場合において、旧付与事業者の事業の一部を承継した新会社は、認定の地位は解除するが、分割後において新たに申請し認定を受ける手続きをとる場合、以下のように簡略化手続きで対応する。

項目	新設会社
簡略化手続きの条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧付与事業者の事業との同一性</li> <li>同一性の判断は、定款の絶対的記載事項のうち、旧付与事業者の「目的」(会社が行う事業の内容)の全部又は一部が、新設会社の定款においても定められていることをもって判断する</li> </ul>
認定の継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに認定を受けるまでは解除される</li> </ul>
認定期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに認定期間を設定(許諾番号(認定番号)を新たに発行)</li> </ul>
付与認定手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式審査と文書審査での対応を原則とする(但し、事務所移転等の業務環境が変化した場合は、本簡易化手続きによらず現地審査を実施することがある)</li> <li>申請書類は、新規申請に準じる</li> </ul>
料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規申請に準じる</li> </ul>
審査の着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別措置として申請後優先的に着手する</li> </ul>

## 3. 申請後に合併・分社等が発生した場合の措置

申請後に合併・分社化が発生した場合は、その状況に応じて下記のように措置する。

状況	現地審査実施前	現地審査実施後
(1) 新規に事業を立ち上げ業務内容を拡大した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請事項変更報告書</li> <li>審査継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請事項変更報告書</li> <li>追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> <li>必要に応じて合併によって新たに加わった事業に対して現地審査を実施する(追加料金)</li> </ul>

(2) 申請事業者が他事業者から事業譲渡を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・審査継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> <li>・必要に応じて合併によって新たに加わった事業に対して現地審査を実施する(追加料金)</li> </ul>
(3) 申請事業者が他社を吸収合併し存続会社となる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・合併相手が付与事業者の場合は上記類型:8の措置をとる</li> <li>・届出受理後審査継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・追加の内部規定類を提出(審査対象とする)</li> <li>・必要に応じて合併によって新たに加わった組織に対して現地審査を実施する(追加料金)</li> </ul>
(4) 申請事業者が吸収合併され消滅会社となる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請取下げ依頼書</li> <li>・審査は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・審査は終了</li> </ul>
(5) 申請中の事業者同士が合併した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・申請取下げ依頼書(消滅会社)</li> <li>・届出受理後審査継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a>(存続会社)</li> <li>・申請取下げ依頼書(消滅会社)</li> <li>・両社とも審査が終了していた場合は、一体として届出受理後審査継続</li> <li>・存続会社のみが審査終了していた場合は、消滅会社となる組織に対して現地審査を実施する(追加料金)</li> <li>・消滅会社のみ審査が終了していた場合は、通常通りに存続会社の審査を継続する</li> </ul>
(6) 申請事業者が会社分割された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・審査継続(存続会社)</li> <li>・審査終了(新設会社。但し、改めて申請することはできる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">申請事項変更報告書</a></li> <li>・分割された部分を除外して審査を継続する</li> </ul>

#### 改訂履歴

制定・改訂日	改訂箇所
平成 18 年 5 月 20 日	(制定)
平成 22 年 7 月 8 日	<a href="#">「合併・分社等による組織変更手続き」改訂一覧</a> を参照のこと